

第 103 号議案

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約の制定  
の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、芦屋市から可燃ごみの処理事務の委託を受けるに当たり、次のとおり規約を定める。

令和7年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約  
（委託事務の範囲）

第1条 芦屋市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、芦屋市から搬入する可燃ごみの処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、芦屋市の負担とする。

2 前項の委託費の額及び交付の時期は、神戸市長が芦屋市長と協議して定める。この場合において、神戸市長は、あらかじめ、当該委託費の額の見積に関する書類を芦屋市長に送付しなければならない。

（予算への計上）

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

（連絡会議）

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦

屋市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は芦屋市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年3月31日までの間で、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める日から施行する。

理 由

地方自治法第252条の14第3項において準用することとされる同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 むきがき

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 [略]

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 [略]

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 [略]

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。